

電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と

組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2008年12月18日

国家公安委員会 委員長 佐藤 勉 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号
東西館ビル本館21号室
電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後、テクノロジー犯罪と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後、嫌がらせ犯罪と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。

この10年間で500名に迫る被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（270名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。そのアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を、昨年8月6日（月）・本年8月10日（日）東京で、本年3月2日（日）大阪で開催し、一般の皆様はこの犯罪をご理解頂くための啓蒙活動を行ってまいりました。

訴え活動としては、任意団体発足当初から、総務省（旧郵政省）、法務省、警察庁等関係各機関、および森元総理大臣はじめ国会議員、47都道府県知事、警視総監および各県警察本部長、全国自治体の長に本問題へのご理解と問題解決へのご協力をお願いしてまいりました。最近では、本年5月13日警察庁長官宛て陳情書、同日警視総監宛て要望書、5月27日法務大臣宛て告発および陳情書、6月10日衆・参両議院議長宛て陳情書、9月26日自民党総裁・民

主党代表宛て要望書、10月9日厚生労働大臣宛て要望書、10月23日文科科学大臣宛て要望書、11月11日防衛大臣宛て陳情書、11月27日総務大臣宛て陳情書を提出して、それぞれの立場からテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪解決に向けての善処をお願いしてまいりました。

このように、当会は設立後一貫して、テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪の実態およびその危険性を訴えるとともに、両犯罪を社会で認知させ、取り締まる法整備を促し、結果として両犯罪を撲滅して被害者を救済すべく取り組んでまいりました。しかし未だ政府による明らかな取り組みは見られません。一方被害者は増えるばかりで、居ながらにして拷問に等しい状態に置かれております。これまでの歴史になかった非道な犯罪でありながら犯罪として取り締まれない状況は一刻も早く打開されるべきであります。そこで今回治安を司る警察庁を管理する国家公安委員会佐藤勉委員長に宛て要望書を提出することにした次第です。佐藤委員長には下記要望事項に速やかに着手して頂きまして、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に適切に対処できる治安体制を整えて頂きますよう切にお願い申し上げます。

要望事項

1. つきまといテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して下さい。

つきまといテクノロジーとは、遠距離から、見えない方法で、特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーであります。携帯電話が端末から出ている電波によってその位置を特定できるように、人間がどこに移動しようが絶えずつきまとうテクノロジーであります。このテクノロジーは軍事テクノロジーとして開発されたものと考えます。それは仮想敵国の指導者を四六時中監視することは国防上必要で、冷戦時代には軍事衛星を使つての米ソの監視活動がよく知られているところであります。ところがそれが一般市民を対象にしていることが問題であります。しかも子供も対象として40年の長きにわたって行われてきた現実があります。

つきまといについては、桶川ストーカー殺人事件以来、ストーカーという言葉で表現され、人的嫌がらせの一つと捉えられるようになっておりますが、実際にはテクノロジーによるつきまといはそれ以前から行われていたことを確信致します。このテクノロジーが基礎となって以下説明致します、声・音・映像送信等での個人攻撃が可能になりますことから、つきまといテクノロジーはテクノロジー犯罪のキーテクノロジーとなっていることをご理解頂きますとともに

にその悪用対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

2. 声・音・映像情報を直接脳に送信するテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われております。

このテクノロジーを裏付ける情報としてアラン・フレイの『**Human auditory system response to modulated electromagnetic energy** (変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応)』があります。この論文で後にフレイ効果として有名になった現象が述べられております。それによると「非常に低い出力密度の電磁波エネルギーを使って、普通の人だけでなく耳の聞こえない人にも音の知覚が誘発された——音の誘発は発信機のスイッチが入れられるや否やアンテナから6～9 m離れていても誘発され、音は搬送波と変調によって変化した。——これまでの実験に使われた発信機のほとんどは信号上いかなる情報も乗せられずにパルス変調されたものであった。ラジオ周波数音はパルス幅とパルス反復の割合の条件設定によって、ズー、カチッカチッ、シューあるいは叩く音であると証言された。これらの音は頭の中とか頭のすぐ後ろで聞こえ、体の向きを変えても同じ場所で聞こえた」と証言された」と述べております。この論文は約半世紀前(1962年)に書かれたものですから、それから相当の発展があったことが想像されます。

一方周波数の違う超音波を使って交わったところで可聴音を発生させる聴覚ヘテロダイニング効果を利用した装置はすでに市販されております。これによって空間で音を発生させられることは明らかになっております。

映像送信に関する情報としては、つい先日(12月11日)の報道発表で、fMRIを使った視覚情報をパソコン画面に映し出す技術の紹介がありました。これは1998年1月フランス国家生命倫理委員会で悪用された場合の危険が警鐘された技術と類似するものと思われれます。同委員会でパストゥール協会の精神科学者 Jean-Pierre Changeux 博士は「人間の脳の働きを理解することは将来の最も野心的で豊かな教養の一つになるようである」とした上で、「神経科学は脳内の映像技術の進展によって計り知れないプライバシーの侵害を作る」とその潜在的危険を提起し、「その装置は今でこそ高度な技術を要するけれども、それがやがて一般的になり、身近で使用されるようになることを予見して、それは個人の自由の侵害、行動のコントロール、洗脳という虐待に道を開くものである」と述べたのであります。当NPOの訴えはその危惧が現実のものとなっていることを証明するものであります。

尚、軍事テクノロジーは民生用の30年先を行っていると考えられますので、今回報道発表された技術も30年前には軍事用として開発されていた可能性があります。民生用として一般に知れわたるまでのタイムラグが悪用できる期間であります。とにかく基本技術が理解されればChangeux博士の指摘する危険性も理解されるはずであります。どのような悪用が可能なのか公に聴取できるようになったことは大きな前進であります。またその危険性が当NPOの訴える被害を裏付けるものとなるか是非知りたいところであります。この機会を映像送信技術の解明とその悪用対策に結び付けて頂きますようお願い申し上げます。

3. 見えない方法で人間の身体諸機能に影響を及ぼすテクノロジーの存在のご理解と悪用対策に早急に着手して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理・運動機能、五感・感情・三欲に影響を及ぼすテクノロジーが使われています。

このテクノロジーの存在を証明するものとして、動物レベルの実験ではありますが、デルガド著『Physical Control of the Mind』があります。デルガドは猫やチンパンジーの脳に電極を埋め込んで、そこに無線送信で信号を送り、脳の特定部位を刺激することによる効果を説明しております。その方法での、猫の筋肉のコントロール・怒りの感情の誘発、チンパンジーの瞳孔の開閉操作・食欲・睡眠欲コントロール・立って歩くなど行動形態のコントロール・母性本能のコントロール等を紹介しております。このような実験結果として、デルガドは、「動物が機械仕掛けのおもちゃのように見えた」とまでその効果に自信をもったのであります。はたしてこの実験は人間にはあたらぬと言えるでしょうか。同著でデルガドはスティモシーバーという装置によるてんかん患者と行動障害の患者の治療の様子も紹介しておりますことから、人間への適用も可能であるということでもあります。

デルガドの著書は40年ほど前に書かれておりますが、人間への悪用も40年の歴史はあると考えられますことから、デルガドの研究を待つまでもなく、日本でも独自に開発が行われていたことが窺えるところでもあります。この人間の生理・運動機能、五感・感情・三欲操作のテクノロジーが、前記つきまといテクノロジーと一体となって、特定個人に四六時中悪用されている事実を当NPOは訴えているのであります。

具体的には、排泄にかかわる操作、意思に反しての体の動き、運動能力の阻害および向上など運動機能の操作、視覚・聴覚・臭覚・触覚・味覚の操作、憎しみ・凶暴性の増幅・明るい気分・暗い気分など感情操作、食欲・睡眠欲・性欲など三欲の操作であります。

このように人間の諸機能が悪意ある外部の意思で操作されている事実は一瞬も早く公にされ糾されるべきであります。被害者の中には、被害と受け止められずに、生来のものと思い、苦しみぬいている方も多々いらっしゃる判断しております。また自殺要因にもなっていると考えられますので、このテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

4. 見えない方法で人間の思惟活動に影響を及ぼすテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の思惟活動に影響を及ぼすテクノロジーが使われております。これも軍事テクノロジーの一つとして開発されたものと考えます。前記つきまといテクノロジーと監視カメラを一体にして映像レベルでの監視が行われていたことはだれでも知るところであります。盗聴・盗撮の究極は、指導者の考えを読むことであり、思考に介入してコントロールすることです。そのかなりのレベルでの完成とその悪用を証明する被害を当NPOは訴えているのであります。

具体的には、思考の挿入、考えが読まれる、脳活動の活発化・鈍化、睡眠時外部から脳への介入等であります。思考の挿入はなんらかのアイデアを送信してくるもので、このテクノロジーの存在を知らないうちは、自分の考えと思っただけで動かされてしまうほど感知し難いものであります。しかし一方では被害者の考えを読んでいることをわざと分かるように演出してくる場合があります。これによって自分の考えによるのか他人の考えで動かされているのか分からなくなり、言いようのない不安に苦しめられることとなります。また睡眠時に外部から人の脳が使えるまでになっていると考えざるを得ない被害も報告されております。この場合、睡眠に入った脳波を捉えることも得意なようで、脳が働いていないことを見計らって、なんらかの情報を脳にインプットしたあと回転させ、その結果を抜き取るテクノロジーであります。自分の頭を他人に使われているというのも誠に嫌なものであります。先ほど紹介したフランス国家生命倫理委員会で、フランス原子力委員会の Denis LeBihan 博士は「映像技術の使用は人々の思考を読むことができるまでに至っている」と述べております。そして同委員会はその危険を深刻に捉えて、その問題を研究し、可能な注意を喚起すると発表しているのです。人間の脳に及ぼすテクノロジーのレベルは今そこにあり、それが実際悪用されていることを当NPOは訴えておりますことをご理解頂きまして、その悪用対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

5. 見えない方法で様々な痛みを感じさせるテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われております。具体的には、針で刺された痛み、電気が体を突き抜ける痛み、各臓器をピンポイントで撃たれる痛み、陰部攻撃、レーザーのようなもので狙い撃ちされる痛み、神経を編まれた感覚や針金で頬を貫かれた痛みのようにバーチャル感覚挿入と思われる痛みと、攻撃方法は様々であります。さらには大小の空気の弾が当たることによる衝撃痛の報告もあります。

これら痛み被害の一部を証明するものに先のアラン・フレイの論文があります。それには「条件設定の異なる発信機では、頭を強く打たれる感覚が、一条件設定を変化させるとピンや針で刺された感覚が生じた」とあり、見えないテクノロジー犯罪としてあることに確信をもたせる内容であります。このような痛みを誘発させるテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

6. 病気でないにもかかわらず病気と同じ症状を誘発するテクノロジーの存在・テクノロジーで誘発した症状が疾病として権威づけられている現実のご理解と疑似疾病対策に早急に着手して下さい。

生理操作のなには異常な尿意・便意・ガスの発生があります。これがつきまといテクノロジーと一体となって、四六時中の微弱な便意感・ガス充満のつきまとい、失禁が可能になります。またテクノロジーによる、嘔吐・咳・下痢・発熱等風邪症状、二日酔い、乗り物酔い、食当たり、やけどなどの疑似疾病の演出が可能であります。一方テクノロジーで誘発できる症状に病名がつけられ病人扱いすることも行われております。自然の病気なのか人為による疑似疾病なのか分からなくなっているのが現代であります。

疑似疾病の典型的な例が、声・音・映像送信を幻聴・幻覚と捉えることによる統合失調症であります。本当の原因はテクノロジーの悪用にあるのですから、問題をなんら解決しないどころか、被害者をさらに追い込む結果になっております。疑似疾病を誘発できるテクノロジーの存在とテクノロジーで誘発された症状に病名が付けられ疾病として権威づけられている現実のご理解、および疑似疾病対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

7. 空間に放出された異物を標的に命中させるテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して下さい。

テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で、空間に放出された異物を標的に命中させるテクノロジーが使われております。これによって航空機事故、自動車事故を演出することができます。これには異物を落とす仕掛け人とそれを操作する人間、操作するには人工衛星とスーパーコンピューターの力を借りなければできない仕事と思われることから、犯罪主体は相当絞られると思われまます。異物を標的に命中させるテクノロジーの存在のご理解とその悪用対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

8. 不特定多数・特定少数による嫌がらせ犯罪の実態のご理解とその対策に早急に着手して下さい。

テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴うのが通常であります。玄関を出ると始まるつきまとい、行く先々で敵意ある人間との遭遇および嫌がらせ行為、家内では盗聴・盗撮行為、外出すると家宅侵入・窃盗・金品の移動などで、それが一年中繰り返されるのが嫌がらせ犯罪であります。そしてこれも相当の歴史があることを確信致します。また他地域に行っても同じであることから、全国的に嫌がらせ犯罪実行部隊が存在し、連絡網も完備していると考えられます。嫌がらせ犯罪は目に見えるものですから、この面からの捜査が望まれるわけですが、傷害事件として扱われるような証拠を残さず、しかし一年365日執拗に繰り返されるのが嫌がらせ犯罪であります。平穩に暮らしていた人が突然曇みかける敵意に晒されるとパニックに陥ります。それが人間の自然な姿であります。嫌がらせ犯罪だけでもそのような状態に落とし込めることをよくご理解頂きまして、その対策に早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

9. テクノロジー・嫌がらせ犯罪主体の実態のご理解と、その対策として、両犯罪の事実を公にして下さい。

テクノロジー・嫌がらせ犯罪主体をご理解頂くために、卑近な例ではあります。私の親知らずにインプラントされていた事実をご認識頂きたいと思いません。本人の知らないうちに、親知らずを抜いて、そこにインプラントを施すというのは大変な作業であります。しかしそれが行なわれていたことから、人の体を自由自在にいじくりまわすことができる集団であることがご理解頂けると思いません。しかも子供や女性にも手が出せるというのは相当異常で、言葉で表

現できる限界を越えております。我が国最大の殺人集団であることは間違いありません。とにかく一刻も早く顔を見たいというのが正直な気持ちであります。このような犯罪対策として一番いいのが犯罪事実をできるだけ公にすることです。事実を知れば知るほどその凶暴さが理解されるはずであります。そして一気に絞り込んで犯罪主体を浮き彫りにして頂きますようお願い申し上げます。

10. 当会確認被害者中6名が既に亡くなっていること、内3名は自殺であることから、被害の熾烈さをご理解頂きますとともに、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪による自殺者対策に早急に着手して下さい。

当NPOがこれまでに確認した被害者の中で6名が亡くなり、うち3名が自殺されております。警察庁が発表した『平成19年中における自殺の概要資料』によると、自殺要因のトップはうつ病で、全体の2割を越え、6060人の方が亡くなっております。統合失調症要因の自殺者は1273人ですから、合わせると7333人となります。うつ病も統合失調症もテクノロジー犯罪で演出できると考えられますので、このうちの多くの方がその被害者として自殺に追い込まれたことが考えられます。このことからテクノロジー犯罪の熾烈さをご理解頂きますとともに、それへの対策が自殺者対策になりますので早急に着手して頂きますようお願い申し上げます。

11. 国家公安委員会による全警察官を対象とした職務に関するアンケート調査とテクノロジー・嫌がらせ両犯罪に関するアンケート調査を実施して下さい。

本要望書提出に際して警察庁に受理をお願いしましたところ、国家公安委員会への要望書は郵送でお願いしているということでした。国家公安委員会は内閣総理大臣の所割で、内閣府の外局として置かれ、警察庁に具申できる立場なものですから、警察庁の窓口とは別に独自の窓口を設けるべきであります。また時代状況に合わせて臨機応変に組織を拡大縮小すべきであります。委員は民間から選ばれてそれぞれに仕事を抱えてお忙しいことは承知しておりますが、時代や提起された問題を考慮して独自の動きをすべきであります。

それには理由があります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者が一番頼りにしているのが警察であります。ところが助けを求めに警察に行っても、門前払いを食わされた、話を聞いてもらえなかった、話を聞いてもなにも書き取ってもらえなかった、という報告がほとんどであります。なかには来ることを見

透かしていたかのように不審な対応をされたという報告もあります。このことから警察に不信感を抱いている被害者はたくさんいらっしゃいます。警察官の不審な態度の原因として考えられるのが上からの指示であります。上位下達傾向が顕著な警察組織では下の者はおかしな指示でも従わざるを得ない立場にあります。しかし著しく不審な指示をそのままにしておくことは組織を腐らせる原因になります。そこで警察組織の健全化を図るために全警察官を対象とした職務に関するアンケート調査を実施して頂きますようお願い申し上げます。これによって、警察が健全化されればされるほど、被害者にいい意味で影響してくる可能性があります。さらには全警察官に両犯罪を説明して同時にアンケート調査も実施して下さい。両犯罪にどのような認識をもち、また問題解決につながる情報をもっていないか是非とも確認して頂きますようお願い申し上げます。

1 2. 当NPO定例会に警察庁から毎回担当者が出席して被害状況を確認して下さい。

当NPOは月一回定例会を開催しております。定例会は被害者同士の交流の場となっております。特殊な被害のために誰に相談しても理解してもらえない被害でありますことから、聞いてもらえる人に巡り合うだけでも大変な救いとなります。そして自らの被害を語り他の被害者の状況を聞くことで精神的に強くなることができます。そのような意味で定例会は大事な場となっております。その席に警察庁の担当者が出席して被害状況を確認して頂きますようお願い申し上げます。

以上

添付書類 特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク
～アンケート集計結果～ 270名（グラフ編） 6部
チラシ 6枚
当NPOホームページも参考して下さい。

URL <http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/>